所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十一日

札幌市中央区北三条西二丁目二番地八　株式会社北海道税理士会館
代表取締役　石丸修太郎

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
上林　正 北海道帯広市空港南町南九線三八一五	普通株式　百九株	A号は八号までは四九株 一二〇から四九 一三
室崎　清平 北海道富良野市東鳥沼一	〃　百六十株	A号は三二号まで及びA号は九一から三七九三
佐藤　弟三 北海道函館市宮前町六番一七号	〃　百株	A号は六一五から六一六
木村　緑郎 札幌市東区北二二条東一丁目	〃　四十株	ろ一二八から三一号
目黒　奉雄 北海道滝川市大町二丁目八番一一号	〃　百株	八号
稲垣　庄一 北海道帯広市大空町四丁目五番地一	〃　十株	Gろ一四三号
今井　智寛 東京都文京区白山五丁目一二番一号	〃　百株	にろ一四八三号
近藤　雄一 札幌市豊平区中の島一条一丁目一番一	〃　百株	にろ一五八三号
小原　一樹 北海道函館市美原四丁目一五番三の一〇	〃　三百四十株	A号二四に一六三から六号
塩田　啓策 北海道小樽市花園四丁目二四番一号	〃　百株	三号二四に一六三から六号
表　順一 栃木県真岡市熊倉町四八八一一	〃　三百四十株	ろ六に一六三から六号、A号、に一から六号

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年８月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ランゲージサービスセンター　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３―239号　④株式会社ランゲージサービスセンター　仙台市青葉区中央１―８―19仙台東洋ビル８Ｆ　代表取締役　金子賢二　⑤本社営業所　仙台市青葉区中央１―８―19仙台東洋ビル８Ｆ　⑥平成８年７月19日　⑧平成26年７月16日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫仙台市青葉区中央１―８―19仙台東洋ビル８Ｆ　株式会社ランゲージサービスセンター　代表取締役　金子賢二

Ｃ　①有限会社山陽レジャー開発　②第３種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第３―230号　④有限会社山陽レジャー開発　岡山県倉敷市真備町妹1933―１　代表取締役　阿部昭　⑤本社営業所　岡山県倉敷市真備町妹1933―１　⑥平成４年７月23日　⑨平成26年７月25日　⑩300万円　⑪岡山県知事　⑫岡山県倉敷市真備町妹1933―１　有限会社山陽レジャー開発　代表取締役　阿部昭

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年８月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社東洋旅行　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3965号　④株式会社東洋旅行　東京都千代田区西神田一丁目３番６号　代表取締役　長與博典　⑤本社営業所　東京都千代田区三崎町二丁目７番６号高松ビル６階　⑥平成８年７月５日　⑦平成26年７月４日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①株式会社ダイヤモンドツーリスト　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２―747号　④株式会社ダイヤモンドツーリスト　一宮市本町一丁目８番３号　代表取締役　野田勝彦　⑤本社営業所　一宮市本町一丁目８番３号　⑥平成２年11月20日　⑦平成26年７月23日　愛知県知事登録旅行業第３―747号　⑧160万円　⑨1100万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博